

PCリモートデータ削除サービス契約約款

平成28年5月21日
KDDI株式会社

目 次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

第2章 PCリモートデータ削除サービスの提供区間等

- 第4条 PCリモートデータ削除サービスの提供区間等

第3章 PCリモートデータ削除サービス契約

- 第5条 契約の単位
- 第6条 契約申込の方法
- 第7条 契約申込の承諾
- 第8条 基本機能
- 第9条 ライセンスキーの付与等
- 第10条 PCリモートデータ削除サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止
- 第11条 PCリモートデータ削除サービス契約者が行うPCリモートデータ削除
サービス契約の解除
- 第12条 当社が行うPCリモートデータ削除サービス契約の解除
- 第13条 その他の提供条件

第4章 利用中止等

- 第14条 利用中止
- 第15条 利用停止

第5章 通信

- 第16条 特定設備からの本情報の送信
- 第17条 通信利用の制限等
- 第17条の2 同上
- 第18条 当社又は協定事業者の契約約款等による制約

第6章 料金等

第1節 料金

- 第19条 料金

第2節 料金の支払義務

- 第20条 利用料の支払義務
- 第21条 利用料の日割
- 第22条 手続きに関する料金の支払義務

第3節 料金の計算方法等

- 第23条 料金の計算方法等

第4節 割増金及び延滞利息

- 第24条 割増金
- 第25条 延滞利息

第7章 保守

- 第26条 修理又は復旧の順位

第8章 損害賠償

- 第27条 責任の制限
- 第28条 免責

第9章 雑則

- 第29条 承諾の限界
- 第30条 利用に係るPCリモートデータ削除サービス契約者の義務
- 第31条 PCリモートデータ削除サービス契約者に係る情報の利用
- 第32条 法令に規定する事項
- 第33条 閲覧

第10章 附帯サービス

- 第34条 附帯サービス

別記

- 1 PCリモートデータ削除サービスの提供区間
- 2 PCリモートデータ削除サービス契約者の地位の継承
- 3 PCリモートデータ削除サービス契約者の氏名等の変更
- 4 新聞社等の基準
- 5 PCリモートデータ削除サービス契約者の禁止行為
- 6 当社の維持責任
- 7 支払証明書の発行

料金表

通則

第1表 利用料

第2表 手続きに関する料金

第3表 附帯サービスに関する料金

別表

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このPCリモートデータ削除サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりPCリモートデータ削除サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、PCリモートデータ削除サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申し出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知および説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|-------------------|---|
| 1 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 |
| 2 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること |
| 3 電気通信回線設備 | 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備 |
| 4 相互接続点 | 当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点 |
| 5 協定事業者 | 当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者 |
| 6 PCリモートデータ削除サービス | 主として、当社が別に定める電子計算機用アプリケーションソフトウェア（以下「本ソフト」といいます。）の実行に関する情報の受信、蓄積、送信等を行うことができる電気通信設備（以下「特定設備」といいます。）を使用して行う電気通信サービス |
| 7 サービス取扱所 | PCリモートデータ削除サービスに関する業務を行う当社の事業所 |

| | |
|----------------------|--|
| 8 PCリモートデータ削除サービス契約 | 当社からPCリモートデータ削除サービスの提供を受けるための契約 |
| 9 PCリモートデータ削除サービス契約者 | 当社とPCリモートデータ削除サービス契約を締結している者 |
| 10 ログインID | PCリモートデータ削除サービス契約者を識別するための英字、数字及びその他の当社が指定する文字の組み合わせであって、当社が割り当てるもの |
| 11 ログインパスワード | PCリモートデータ削除サービス契約者を識別するための英字、数字及びその他の当社が指定する文字の組み合わせであって、PCリモートデータ削除サービス契約者があらかじめ当社に通知するもの |
| 12 本PC | 本ソフトの搭載が完了した電子計算機（当社が指定するものに限り。） |

| | |
|------------|---|
| 13 ライセンスキー | 「インストールID」との名称で当社がPCリモートデータ削除サービス契約者に付与した英字、数字及びその他の当社が指定する文字の組み合わせであって、電子計算機への本ソフトの搭載を完了するための特定装置における認証の際、入力が必要となるもの |
| 15 料金月 | 起算日（当社がPCリモートデータ削除サービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。）から次の暦月の起算日の前日までの間 |
| 16 消費税相当額 | 消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |

第2章 PCリモートデータ削除サービスの提供区間等

(PCリモートデータ削除サービスの提供区間等)

第4条 当社は、別記1に定める提供区間においてPCリモートデータ削除サービスを提供します。

第3章 PCリモートデータ削除サービス契約

(契約の単位)

第5条 当社は、1ログインIDごとに1のPCリモートデータ削除サービス契約を締結します。この場合、PCリモートデータ削除サービス契約者は、1のPCリモートデータ削除サービス契約につき1人に限ります。

(契約申込の方法)

第6条 PCリモートデータ削除サービス契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

(契約申込の承諾)

第7条 当社は、PCリモートデータ削除サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのPCリモートデータ削除サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあったPCリモートデータ削除サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) PCリモートデータ削除サービス契約の申込みをした者がPCリモートデータ削除サービスの料金その他の債務（以下「料金等」といいます。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) PCリモートデータ削除サービス契約の申込みをした者が第15条（利用停止）の規定によりPCリモートデータ削除サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行うPCリモートデータ削除サービス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) PCリモートデータ削除サービス契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の申告をしたとき。
- (5) 第30条（利用に係るPCリモートデータ削除サービス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) そのPCリモートデータ削除サービス契約の申込みを承諾することによりこの約款の規定に反することとなるとき。
- (7) その他PCリモートデータ削除サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(基本機能)

第8条 当社は、PCリモートデータ削除サービスについて、別表に規定する基本機能を提供します。

(ライセンスキーの付与等)

第9条 PCリモートデータ削除サービス契約者は、当社が別に定めるところにより、ライセンスキーの付与を受け、特定設備にライセンスキー及びそのライセンスキーに係る本PCに関する情報を登録することができます。

2 当社は、第30条（利用に係るPCリモートデータ削除サービス契約者の義務）の

規定に違反していると当社が判断した場合は、当社が必要と認める範囲で、ライセンスキーの登録を廃止し、又はライセンスキーの付与の取消しを行うことができるものとします。

- 3 当社は、本PCが本ソフトの使用許諾条件等を定めた規約等に違反して利用されていると認めるときは、その本PCに係るライセンスキーの登録を廃止し、又はライセンスキーの付与の取消しを行うことができるものとします。
- 4 当社は、第2項又は前項の規定により、ライセンスキーの登録を廃止し、又はライセンスキーの付与の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、そのことをPCリモートデータ削除サービス契約者に通知します。
ただし、緊急止むを得ないときは、この限りではありません。
- 5 当社は、PCリモートデータ削除サービス契約が終了した場合、全てのライセンスキーの付与を取消すとともに、あらかじめPCリモートデータ削除サービス契約者が特定設備に登録した本ソフトの実行に関する情報（以下「本情報」といいます。）を含む情報を削除します。この場合、削除された情報の復元はできません。
- 6 特定設備に登録可能な情報、1のPCリモートデータ削除サービス契約において取り扱うことが可能なライセンスキーの数等、ライセンスキーに関して、この約款に定めのない事項は、当社が別に定めるところによります。

（PCリモートデータ削除サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第10条 PCリモートデータ削除サービス契約者がPCリモートデータ削除サービス契約に基づいてPCリモートデータ削除サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（PCリモートデータ削除サービス契約者が行うPCリモートデータ削除サービス契約の解除）

第11条 PCリモートデータ削除サービス契約者は、PCリモートデータ削除サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめPCリモートデータ削除サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

（当社が行うPCリモートデータ削除サービス契約の解除）

第12条 当社は、第15条（利用停止）の規定によりPCリモートデータ削除サービスの利用を停止されたPCリモートデータ削除サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのPCリモートデータ削除サービス契約を解除することがあります。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、PCリモートデータ削除サービス契約者が第15条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、PCリモートデータ削除サービスの利用停止をしないでそのPCリモートデータ削除サービス契約を解除することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、PCリモートデータ削除サービス契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのPCリモートデータ削除サービス契約を解除します。
- 4 当社は、第1項又は第2項の規定により、そのPCリモートデータ削除サービス

契約を解除しようとするときは、あらかじめPCリモートデータ削除サービス契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第13条 PCリモートデータ削除サービス契約に係るその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第4章 利用中止等

(利用中止)

第14条 当社は、次の場合には、PCリモートデータ削除サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) ログインID、ログインパスワード等の漏洩の疑いがあると当社が認めたとき。
- (3) 第17条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (4) 相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- (5) 本ソフトの使用許諾を継続することが困難となったとき。

2 当社は、前項の規定によりPCリモートデータ削除サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことをPCリモートデータ削除サービス契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第15条 当社は、PCリモートデータ削除サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（PCリモートデータ削除サービスの料金等その他の債務を支払わないときは、その料金等その他の債務が支払われるまでの間）、そのPCリモートデータ削除サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金等その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) 第7条（契約申込の承諾）第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 別記2若しくは3の規定に違反したとき又は別記2若しくは3の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) PCリモートデータ削除サービス契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービス（他のPCリモートデータ削除サービスを含みます。以下この条において同じとします。）又は締結していた他の電気通信サービスに係る料金その他の債務（その契約により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) PCリモートデータ削除サービス契約者がそのPCリモートデータ削除サービス又は当社と契約を締結している他のPCリモートデータ削除サービスの利用において、第30条（利用に係るPCリモートデータ削除サービス契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) PCリモートデータ削除サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたと当社が認めたとき。

2 当社は、前項の規定によりPCリモートデータ削除サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間をPCリモートデータ削除サービス契約者に通知します。

ただし、緊急止むを得ないときは、この限りではありません。

第5章 通信

(特定設備からの本情報の送信)

第16条 PCリモートデータ削除サービス契約者は、当社が別に定めるところにより、通信が特定設備に着信し、PCリモートデータ削除サービス契約者があらかじめ特定設備に登録したライセンスキーその他の情報の認証ができた場合、本情報をその通信の送信元に宛てて送信することができます。

ただし、当社は、本情報がその送信元に着信することを保証するものではありません。

(通信利用の制限等)

第17条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関にて利用されているPCリモートデータ削除サービスであって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

| 機 関 名 |
|---------------------------------|
| 気象機関 |
| 水防機関 |
| 消防機関 |
| 災害救助機関 |
| 秩序の維持に直接関係がある機関 |
| 防衛に直接関係がある機関 |
| 海上の保安に直接関係がある機関 |
| 輸送の確保に直接関係がある機関 |
| 通信役務の提供に直接関係がある機関 |
| 電力の供給に直接関係がある機関 |
| 水道の供給に直接関係がある機関 |
| ガスの供給に直接関係がある機関 |
| 選挙管理機関 |
| 別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 |
| 預貯金業務を行う金融機関 |
| その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関 |

2 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第17条の2 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト(同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。)において指定された接続先との通信を制限するこ

とがあります。

(当社又は協定事業者の契約約款等による制約)

第18条 PCリモートデータ削除サービス契約者は、当社又は協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、PCリモートデータ削除サービスに係る電気通信回線設備と接続する電気通信サービスを利用することができない場合においては、PCリモートデータ削除サービスに係る通信を行うことはできません。

第6章 料金等

第1節 料金

(料金)

第19条 当社が提供するPCリモートデータ削除サービスの料金は、利用料(料金表第1表(利用料)に定める利用料をいいます。以下同じとします。)とし、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供するPCリモートデータ削除サービスの手続きに関する料金は、手続きに関する料金(料金表第2表(手続きに関する料金)に定める手続きに関する料金をいいます。以下同じとします。)とし、料金表に定めるところによります。

第2節 料金の支払義務

(利用料の支払義務)

第20条 PCリモートデータ削除サービス契約者は、そのPCリモートデータ削除サービス契約に基づいて当社がPCリモートデータ削除サービスの提供を開始した日を含む暦月の初日から起算して契約の解除があった日を含む暦月の末日までの期間について、料金表第1表(利用料)に規定する利用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等により位置情報等提供サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、PCリモートデータ削除サービス契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、PCリモートデータ削除サービス契約者は、次の場合を除き、PCリモートデータ削除サービスを利用できなかった期間中の月額利用料の支払いを要します。

| 区 分 | 支払いを要しない料金 |
|--|--|
| PCリモートデータ削除サービス契約者の責めによらない理由によりそのPCリモートデータ削除サービスを全く利用することができない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのPCリモートデータ削除サービスについての料金 |

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(利用料の日割)

第21条 当社は、前条第2項第2号の表の規定に該当する場合に限り、その料金月に含まれる日数により月額利用料を日割するものとします。

2 当社は、前項の日割を行う場合は、その日数計算の単位となる24時間をその開始

時刻が属する暦日とみなして取り扱います。

(手続きに関する料金の支払義務)

第22条 PCリモートデータ削除サービス契約者は、PCリモートデータ削除サービス契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けた場合は、手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その申込み又は請求に係る手続きの着手前にそのPCリモートデータ削除サービス契約の解除があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその手続きに関する料金が支払われているときは、当社は、その手続きに関する料金を返還します。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第23条 料金の計算方法及び支払方法は、この約款に特段の定めがある場合を除き、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第24条 PCリモートデータ削除サービス契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第25条 PCリモートデータ削除サービス契約者は、料金等(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7章 保守

(修理又は復旧の順位)

第26条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第17条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

| 順位 | 修理又は復旧する電気通信設備 |
|----|---|
| 1 | 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの |
| 2 | 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。） |
| 3 | 第1順位及び第2順位に該当しないもの |

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第27条 当社は、PCリモートデータ削除サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのPCリモートデータ削除サービスが全く利用できない状態(当該PCリモートデータ削除サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該PCリモートデータ削除サービス契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、PCリモートデータ削除サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該PCリモートデータ削除サービスに係る利用料(当該PCリモートデータ削除サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均の利用料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額とします。)により算出します。)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社は、PCリモートデータ削除サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、この約款(料金表を含みます。)に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(免責)

第28条 当社は、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用について負担しません。

第9章 雑則

(承諾の限界)

第29条 当社は、PCリモート削除サービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をしたPCリモート削除サービス契約者にお知らせします。

ただし、この約款に特段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係るPCリモートデータ削除サービス契約者の義務)

第30条 PCリモートデータ削除サービス契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (2) 故意に通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (3) ログインID、ログインパスワード、ライセンスキー等の情報について、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態が発生したときは、そのことを速やかに契約事務を行うサービス取扱所に届け出ること。
 - (4) PCリモート削除サービス契約者は、特定設備にライセンスキーに係る登録を行う場合、そのライセンスキーに係る本PCの使用者（以下「本PC使用者」といいます。）の同意を得たうえで、ライセンスキーの登録を行うこと。
 - (5) 本PC使用者の同意を得ずに本PC内の情報を削除し、又は不可視化機能によって閲覧できないようにする等、他人の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で、PCリモートデータ削除サービスを利用しないこと。
- 2 当社は、PCリモートデータ削除サービス契約者の行為が別記5に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第5号の義務に違反したものとみなします。
- 3 PCリモートデータ削除サービス契約者は、第1項の規定に違反して当社又は他人（本PC使用者を含みます。）に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(PCリモートデータ削除サービス契約者に係る情報の利用)

第31条 当社は、PCリモートデータ削除サービス契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、PCリモートデータ削除サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、PCリモートデータ削除サービス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(法令に規定する事項)

第32条 PCリモートデータ削除サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定める事項については、別記6に定めるところによります。

(閲覧)

第33条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第10章 附帯サービス

(附帯サービス)

第34条 PCリモートデータ削除サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記7に定めるところによります。

別記

1 PCリモートデータ削除サービスの提供区間

当社のPCリモートデータ削除サービスは、次の区間において提供します。

| 提 供 区 間 |
|---------------|
| 相互接続点と特定設備との間 |

2 PCリモートデータ削除サービス契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりPCリモートデータ削除サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかにPCリモートデータ削除試験サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 PCリモートデータ削除サービス契約者の氏名等の変更

- (1) PCリモートデータ削除サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことを速やかに契約事務を行うPCリモートデータ削除サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1) の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) PCリモートデータ削除サービス契約者が(1) の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 新聞社等の基準

| 区 分 | 基 準 |
|---------|--|
| 1 新聞社 | 次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。 |
| 2 放送事業者 | 電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者 |
| 3 通信社 | 新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社 |

5 PCリモートデータ削除サービス契約者の禁止行為

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の電気通信設備等の利用又は運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 自己以外の者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 自己以外の者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して法令に違反する行為
- (8) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (10) PCリモートデータ削除サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は不当に消去する行為
- (11) 自己以外の者になりすましてPCリモートデータ削除サービスを利用する行為
- (12) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (13) 他人が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (14) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (15) その他法令又はこの約款等に違反する行為
- (16) (1) から (15) までのいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

6 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

7 支払証明書の発行

- (1) 当社は、PCリモートデータ削除サービス契約者から請求があったときは、そのPCリモートデータ削除サービス契約者に係るPCリモートデータ削除サービスの支払証明書を発行します。
- (2) PCリモートデータ削除契約者は、(1)の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。

料金表

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、料金月に従ってP Cリモートデータ削除サービスの料金を計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、料金月に従って計算したものの合計額により、P Cリモートデータ削除サービスの料金の支払いを請求します。
- 4 当社は、料金その他の計算については、税抜価格（消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。）により行います。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

(料金等の支払い)

- 6 P Cリモートデータ削除サービス契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 8 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

- 9 当社は、当該月に請求すべきP Cリモートデータ削除サービスの料金（税抜価格）の総額が1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金の一括後払い)

- 10 当社は、9の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、P Cリモートデータ削除サービス契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

- 11 第20条（利用料の支払義務）の規定その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金の額は、この約款に定める税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

- 12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。
(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のP Cリモートデータ削除サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(料金等の請求)

- 13 PCリモートデータ削除サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 利用料

第1 適用

利用料の適用については、第20条（利用料の支払義務）の規定のとおりとします。

第2 料金額

利用料
に月額 1のライセンスキーごと

| 料 金 額 (税抜価格) |
|-----------------|
| 300円 |

第2表 手続きに関する料金

第1 適用

PCリモートデータ削除サービスの手続きに関する料金の適用については、第22条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 区 分 | 内 容 | |
|--------------|----------------------|---|
| 手続きに関する料金の適用 | 手続きに関する料金は次のとおりとします。 | |
| | 種 別 | 内 容 |
| | 契約手続き料 | PCリモートデータ削除サービスに係る契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 |
| | ライセンスキー追加手続き料 | ライセンスキーの追加の付与に係る申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 |

第2 料金額

手続きに関する料金

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 (税抜価格) |
|--------------|--------------|-----------------|
| 契約手続き料 | 1の契約ごとに | 300円 |
| ライセンスキー追加手続料 | 1のライセンスキーごとに | 300円 |

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記7（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 区 分 | 内 容 |
|-------------|--------------------------|
| 支払証明書の発行手数料 | PCリモートデータ削除サービス契約者は、第2（料 |

| | |
|-----|---|
| の適用 | 金額)の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。 |
|-----|---|

第2 料金額

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 (税抜価格) |
|------------|---------------|-----------------|
| 支払証明書発行手数料 | 支払証明書の発行1回ごとに | 400 |

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

別表 基本機能

| 種 類 | 提 供 条 件 |
|-------------------------------|---|
| <p>(1) PC リモートデータ削除機能</p> | <p>本PCから特定設備に当社が別に定める通信が到達した場合、当該本PCに宛てて、本情報（本PCの使用に係る記憶装置内の、PCリモートデータ削除サービス契約者が指定する記憶領域内に記憶されたデータ（当社が別に定めるものを除きます。）を、当社が別に定める方法により削除するためのものに限ります。）を送信する機能</p> <p>備考</p> <p>ア PCリモートデータ削除サービス契約者は、当社が別に定めるところにより、このPCリモートデータ削除機能（以下この(1)欄において「本基本機能」といいます。）によって削除するデータの記憶領域、削除方法等を指定していただきます。</p> <p>イ 本基本機能の実行が完了するまで長時間を要することがあります。</p> <p>ウ 当社は、本基本機能の実行によってアに定めるデータが確実に削除されることを保証しません。</p> <p>エ 当社は、本基本機能の実行完了の有無にかかわらず、アに定めるデータの復元を保障しません。</p> <p>オ 本基本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところ（本ソフトの使用許諾を定める規約等を含みます。）によります。</p> |
| <p>(2) 不可視化機能</p> | <p>本PCから特定設備に当社が別に定める通信が到達した場合、当該本PCに宛てて、本情報（本PCと特定設備との間で、当社が別に定める確認ができない状態のまま、PCリモートデータ削除サービス者があらかじめ指定した一定時間が経過した場合、本ソフトの動作によって、当該本PCの使用に係る記憶装置内の、PCリモートデータ削除サービス契約者があらかじめ指定した記憶領域内に記憶されたデータ（当社が別に定めるものを除きます。）を、当社が別に定めるアプリケーションソフトウェアを使用して閲覧等することができないようにするためのものに限ります。）を送信する機能</p> <p>備考</p> <p>ア PCリモートデータ削除サービス契約者は、当社が別に定めるところにより、この不可視化機能（以下この(2)欄において「本基本機能」といいます。）によって閲覧等することができないようにするデータの記憶領域をあらかじめ指定していただきます。</p> <p>イ 当社は、本基本機能の実行によってアに定めるデータが確実に不可視化されることを保証するものではありません。</p> <p>ウ PCリモートデータ削除サービスの終了その他の事由により、ライセンスキーの付与の取り消し等があった場合、本基本機能の実行によって不可視化されていたそのライセンスキーに係る本PC内のデータは、その不可視化状態が解除されるものとします。</p> <p>エ 本基本機能は、PCリモートデータ削除サービス契約者があらかじめ指定した記憶領域内に記憶されたデータを暗号化等するものではありません。</p> |

オ 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところ（本ソフトの使用許諾を定める規約等を含みます。）によります。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成22年9月13日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、通信会議契約者は、別記7の(2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成23年4月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。